

公益社団法人長崎県看護協会 災害支援に係る要綱

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この要綱は、災害発生時や新興感染症の発生・まん延時、被災地域の住民及び感染拡大施設の看護職が必要とする支援に寄与するために、公益社団法人長崎県看護協会（以下「本協会」という。）が行う災害支援に係る基本的事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 本協会は、県内外において災害が発生した場合や地域・医療施設で感染拡大した場合、長崎県からの要請に基づき、または本協会会長が必要と判断したときは、関係機関と連携し被災地域において看護支援活動を行うために必要な事業を行う。また災害支援ナースの育成に努める。

2 本協会は、災害時における諫早市からの「ながさき看護センター避難所」設置要請を想定し、ながさき看護センターの安全性の確保と機能維持に努める。

(定 義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「災害」とは、地震、台風、洪水、竜巻、噴火などの自然現象が原因で起こる自然災害と、交通機関の事故や放射線事故、武力紛争のような人為災害をいう。
また、「感染拡大」とは、未知の細菌、ウイルスによる新興感染症による感染が、地域・医療施設内でクラスターが発生した場合を言う。
- (2) 「災害看護」とは、災害に関する看護の知識や技術を体系的かつ柔軟に用いるとともに、他の専門分野と協力して、災害の及ぼす生命や健康生活への被害を極力少なくするための活動を展開することである。
- (3) 「災害支援ナース」とは、被災または感染拡大した地域・施設における看護職の心身の負担を軽減し支えるように努めるとともに、被災者または感染者が健康レベルを維持できるように、被災地または感染拡大地域において適切な医療・看護を提供する（以下「看護支援活動」という。）役割を担う看護職のことである。厚生労働省に登録された者をいい、また医療機関に所属する者は災害・感染症医療業務従事者として登録された者である。災害時の看護支援活動は、自己完結型を基本とする。なお、厚生労働省が実施する災害支援ナース養成研修を修了し、登録された者を指す。
- (4) 「災害・感染症医療業務従事者」とは、前項の災害支援ナースのうち、医療法第30条の12の2に定める業務に従事する旨の承諾をした者である。

- (5) 「看護班」とは、長崎県との「災害発生時等における医療救護活動に関する協定書（以下、「医療救護活動に関する協定」という。）」に基づき派遣する災害支援ナースのことである。
- (6) 「ながさき看護センター避難所」とは、諫早市との「災害時における諫早市への支援に関する協定書（以下「諫早市との協定」という）」に基づき本協会に設置する避難所のことである。

第2章 災害支援ナースの管理等

（災害支援ナースの努力義務）

第4条 災害支援ナースとして登録された者は次のことに努めるものとする。

- (1) 定期的（1年に1回程度）に本協会又は日本看護協会が開催する災害看護研修の受講
- (2) 災害時の看護支援活動も補償の対象に含まれる日本看護協会賠償責任保険制度への加入
- (3) 帰還後に本協会が主催する報告会・交流会等への参加

（災害支援ナースの管理）

第5条 災害支援ナースにかかる登録有効期間、登録更新その他の条件等については、「災害支援ナース活動要領について（令和6年3月29日医政地発0329第3号医政看発0329第1号）」（以下「災害支援ナース活動要領」という。）及び日本看護協会との災害支援ナース派遣に関する協定書並びに県との医療救護活動に関する協定書に基づく。

第3章 災害支援ナースの派遣

（災害対策本部の設置）

第6条 本協会は、県内外において災害が発生した場合や地域・医療施設で感染拡大した場合であって、会長が必要と判断したときは、災害対策本部を設置する。災害対策本部の構成及び業務については、別に定める。

（被災地域等の情報収集と共有）

第7条 災害対策本部または事務局（以下「対策本部等」という。）は、県災害対策本部及び保健医療福祉調整本部と連携し被災地域内の医療施設等の被害状況等の情報を収集し、日本看護協会との協定に基づき日本看護協会に対して情報提供を行う。

(派遣の調整)

第8条 対策本部等は、県の要請を受け、災害支援ナースの派遣調整を行う。

- 2 県と長崎県災害支援ナース派遣に関する協定を締結した災害支援ナース所属施設(以下「協定締結施設」という。)のリストに基づき、派遣を要請し、派遣調整を行う。

(経費の負担等)

第9条 県との医療救護活動に関する協定に基づく看護班の派遣要請に必要な次の経費は、県が負担するものとする。

- (1) 看護班の派遣に要する旅費及び日当
(2) 看護班が看護支援活動に従事する際に使用する資機材にかかる損料
(3) 看護班が看護支援活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 諫早市との協定に基づき実施される「ながさき看護センター避難所」の開設及び看護支援活動に要する費用の負担については、諫早市との協議により決定する。

(活動時の保障)

第10条 県との医療救護活動に関する協定に基づく看護班の救護活動の場合は、県が負担して加入した損害保険により対応する。

2 諫早市との協定に基づく避難所の開設及び看護支援活動の場合は、諫早市消防団員等公務災害等補償条例によるものとする。

(災害支援ナースの活動)

第11条 災害支援ナースは、災害支援ナース活動要領により看護支援活動を行う。

(活動時の携帯品)

第12条 災害支援ナース等が活動のために携帯する物品の内、本協会が準備するものについては、別添「表1」に記載のとおりとする。

(活動報告)

第13条 本協会は、県との医療救護活動に関する協定に基づき、県の要請事項を実施した時は、その実態を県が定める「救護活動報告書(別紙第2号様式)」により、県へ報告する。

2 災害支援ナースは、被災地における活動状況を災害支援ナース活動要領に基づき報告する。なお、後日、本協会の指定する「災害支援活動報告書」を提出するものとする。

第4章 避難所の設置

(避難所の設置・運営)

第14条 本協会は諫早市からの要請があった場合は、「ながさき看護センター」に避難所を開設する。

2 本協会は、避難所の運営にあたり、必要な職員を配置するとともに、その他必要な事項は諫早市と協議する。

3 その他、避難所の運営にかかる事項は、別に定める。

第5章 その他

(防災訓練の実施)

第15条 災害時に、機敏にかつ円滑に対応できるよう協会職員及び会員施設、災害支援ナースを対象に動員や情報伝達、派遣などの防災訓練を行うとともに、日本看護協会、行政等との連携を強化する。

(事務局)

第16条 本要綱に関する事務局は、本協会総務部に置く。

附則

1. この要綱は、平成28年7月2日から施行する。
2. この要綱は、令和2年3月9日から施行する。
3. この要綱は、令和8年1月15日から施行する。